

にこにこサービス

「訪問介護」重要事項説明書



当事業所は、ご利用者と訪問介護についてご契約を結び、サービスを提供いたします。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい重要事項を厚生労働省令第37号第8条に基づいて、次の通り説明いたします。

★ ★ 目次 ★ ★

1. 事業者の概要	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業所の運営方針	1
4. 事業所の営業日及び営業時間	2
5. 職員の体制	2
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
7. サービスの利用に関する留意事項	6
8. 相談・要望・苦情の受付について	6
9. サービス提供における事業者の義務	7

1. 事業者の概要

名 称	株式会社 にこにこ
所在地	東京都小金井市中町3丁目8番4号
電話番号	042-382-3225
代表者	齋藤 敦
設立年月日	平成19年11月1日

2. 事業所の概要

事業所の名称	にこにこサービス
事業所の種類	指定訪問介護事業所 東京都1374100913号
所在地	東京都小金井市中町3丁目8番4号
連絡先	TEL: 0423-382-3225 FAX: 042-382-3226
管理者氏名	越智 佳子
代表者氏名	齋藤 敦
当該事業所の通常の事業実施区域	小金井市・武蔵野市・小平市・府中市・国分寺市

3. 事業所の運営方針

事業所の訪問介護等は、要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ、その人らしい自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。

事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、指定居宅介護支援事業

者、在宅介護支援センター、他の指定居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

指定訪問介護事業者として、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い常にその改善を図ります。

4. 事業所の営業日および営業時間

事業所の受付時間とサービスを提供する時間が異なりますのでご注意ください。

営業日	・月曜日～金曜日（日曜日、祝日は休み） （ただし、12月30日～1月3日・8月12日～16日は休み）
受付時間	・午前10時～午後5時（この時間帯に事業所に連絡してください。）
サービス提供日	・月曜日～土曜日（日曜日、祝日は休み）*ですが、ご要望に応じて休日も対応いたします
サービス提供時間	（ただし、12月30日～1月3日・8月12日～16日は休み） ・午前8時～午後6時（この時間帯以外は料金が異なります）

5. 職員体制

当事業所では、指定訪問介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

職 種	人数	職 務 内 容
統 括 責 任 者	1	全ての事業の統括を致します。
管 理 者	1	事業所の運営・管理、ご利用者からの相談・苦情等を受けます。
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	1	訪問予定計画を作成し、ご利用者と訪問介護員との調整、他の事業者との連携を図り、総合的なサービスの提供を致します。
訪 問 介 護 員	13	訪問介護計画に基づき、ご利用者のご家庭に訪問し、入浴・食事・排泄介助など身体介護や買物・調理・掃除・洗濯など生活援助サービスを提供します。また、家族への支援を含め、相談・助言も行います。
初 任 者 研 修 修 了 者	5	
介 護 福 祉 士	8	
事 務 員	1	

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者のご家庭に訪問し、下記のサービスを提供いたします。

身体介護

- ◇食事や入浴、排泄の介助
- ◇衣類の着脱や体位交換
- ◇洗髪、身体の清拭
- ◇ベッドや車椅子からの移乗介助
- ◇医師の指示による服薬管理、介助
- ◇通院の付添い

生活援助

- ◇食事の用意、衣類の洗濯や補修、掃除、
- ◇主治医など関係機関との連絡

相談や助言

- ◇生活上の不安や介護に関する相

利用料金

1. 介護保険から給付される場合

介護保険の給付対象サービスを受ける場合は、ご利用者には基本料金の1割をお支払い頂きます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は、別途定められた料金となります。

- ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用代金の金額をいったんお支払い（償還払い）頂きます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が、介護保険から払い戻されます。また居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。この「サービス提供証明書」を後日登録市町村の介護保険課の窓口へ提出すると全額払い戻されます。
- 介護保険から給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更いたします。下記の表は、行政の決定により1割負担になった方の場合です。

<サービス利用料金>（契約書第7条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	利用料金	介護保険給付金	お客様負担金（1割の場合）
身体介護	20分未満	1. 801円	1. 621円	180円
	20分～30分未満	2. 696円	2. 427円	269円
	30分～1時間未満	4. 276円	3. 849円	427円
	1時間以上	626円	536円	90円
	30分増すごとに	加算	加算	加算
生活援助	20分～45分未満	1, 977円	1, 780円	197円
	45分以上	2. 431円	2. 188円	243円

加算項目	内容	金額
訪問介護初回加算	新規に訪問介護計画を作成し、ご利用者に対し、初回利用同月内にサービス提供責任者が訪問介護を行うか、他のヘルパーと同行訪問した場合に加算	221円/回
介護職員処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たした場合加算	介護給付金の22.4%

☆上記のサービスの利用料金、は実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険の給付の対象となります。

- | | |
|--------------------|-------|
| ・夜間（午後6時から10時まで） | : 25% |
| ・早朝（午前6時から8時まで） | : 25% |
| ・深夜（午後10時から午前6時まで） | : 50% |

☆やむを得ない事情で、かつご利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

- * 2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）
 - ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合。
 - ・暴力行為などがみられる方へサービスを行う場合。

2. 介護保険の給付対象とならないケース（契約書第6条参照）

介護保険付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、介護保険の対象外サービスとなります。利用料金の金額がご契約者の負担となります。

- * 平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、割増料金が加算されます。

- | | |
|--------------------|-------|
| ・夜間（午後6時から10時まで） | : 25% |
| ・早朝（午前6時から8時まで） | : 25% |
| ・深夜（午後10時から午前6時まで） | : 50% |

介護保険対象外サービスの料金

	時間	午前8時～午後6時
身体介護 生活援助	金額	P. 3の料金表の身体介護と同じ (お客様全額負担)

- * 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由によりサービス料金を変更することがあります。その場合には、事前に変更する事由と内容を、変更する2ヵ月前までにご連絡いたします。

その他の料金

- ・ **交通費** (契約書第7条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスをご利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を頂きます。

交通費を頂く場合には、お客様またはご家族に事前に文書でご説明致します。

その上で支払いに同意する旨の文書に署名・捺印を頂きます。

- ・ **水道代・ガス代** (契約書第7条参照) → ご利用者の負担
- ・ **電話代** (契約書第7条参照) → サービス実施のためやむを得ず利用した場合はご利用者負担
- ・ **コピー代** (契約書第9条参照) → サービス提供等をコピーした場合は実費負担

サービス中止時の料金

(契約書第10条参照)

利用予定日の前に、ご利用者の都合により訪問介護サービスの利用を中止または変更することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

サービス実施日の前日 17時まで にご連絡いただいた場合	無 料
サービス実施日の前日 17時までに連絡がなく利用の中止を申し入れた場合	1.000 円
サービス実施するために居宅に行ったが、留守等で活動ができなかった場合	1.200 円

料金の支払い方法

(契約書第7条参照)

毎月、15日までに前月分の利用料金等のご請求をいたします。

27日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)までに下記指定口座への振込みにてお支払い下さい。お支払いいただきますと領収証を発行いたします。郵便局での支払いも出来ます。

多摩信用金庫 小金井南口支店

普通預金 口座番号 8285685

口座名義 (株) にこにこ 代表取締役 齋藤 敦

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問介護員の交替(契約書第8条参照)

訪問介護員は当方が選任し、ご利用者の居宅に派遣します。なお、ご利用者が特定の訪問介護員を指名することは出来ませんのでご了承下さい。

ご利用者が訪問介護員の交代を希望される場合には、不相当と認められる事由その他交替を希望される理由を明らかにして、交替を申し出ることができます。

事業者は事業者の都合により、理由を明らかにして訪問介護員を交替することができます。訪問介護員の交替により、ご利用者及びご家族等にサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮いたします。

(2) 訪問介護員の禁止行為(契約書第13条参照)

ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ▼医療行為
- ▼ご利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受。
- ▼ご利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ▼飲酒及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ▼ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ▼その他、契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(3) 定められた業務以外の禁止

ご利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を訪問介護員に依頼することは出来ません。

(4) サービスの終了(契約書第13条参照)

(1) ご利用者は、本契約の有効期間中においてサービスを終了される場合は、14日前までにお知らせください。

(2) ご利用者が即座にこの契約を解約することができる場合。

正当な理由がなく、サービスが提供されない場合。
サービス従事者が守秘義務に違反した場合。
サービス従事者がご利用者やご家族に対して、社会通念を逸脱した行為が認められた場合。
利用料が承諾できない場合

(3) 当方の都合でこの契約を解約する場合。

ご利用者がサービス利用代金の支払いを2カ月以上遅延し、1カ月の期間料金を払うよう催告したにもかかわらず、これが支払われない場合。
ご利用者またはご家族がサービス従事者に対して社会通念を逸脱した行為が認められた場合。

(4) 次のいずれかの場合は、この契約は自動的に終了します。

ご利用者が死亡した場合。
ご利用者が介護保健施設に入所した場合。
ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
当方が解散命令を受けた場合、破産した場合、または事業所が閉鎖した場合。

(5) 緊急時の対応方法 (契約書第19条参照)

サービス提供中にご利用者の容態に変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅支援事業者等へ連絡致します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先 (住所) (電話)	
親族 緊急 連絡先	氏名	
	連絡先 (住所) (電話)	

* 利用に際してのお知らせ

事業者はヘルパーを派遣しますが、やむを得ず派遣出来なかった場合は、サービスは中止させていただきます。又、利用者の都合で曜日や時間の変更があった場合、ご要望にお応えしかねる場合があることをご了承下さい。

8 相談・要望・苦情の受付について (契約書第22条参照)

訪問介護に関する相談・要望・苦情等は下記窓口までお申し出ください。

〈相談窓口〉

担 当：越智 佳子

電話番号：042-382-3225

(受付時間：月曜日～金曜日 10：00～17：00)

サービス提供における事業者の義務（契約書第9, 15, 19条参照）
当事業所ではご利用者に対してサービスを提供するあたり次のことを守ります。

- ▼ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ▼ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご利用者又はその家族等から聴取、確認します。
- ▼サービス提供にあたり、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ▼ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管すると共に、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、コピーを交付します。
- ▼サービス実施時に、ご利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ▼事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）
*ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供致します。
- ▼当事業所では、虐待防止措置としてサービス提供責任者を含めた虐待防止委員会を事業所内委員会として設置し、防止のための指針及び環境の整備の他、虐待防止研修の実施を図っております。
- ▼当事業所では、自然災害及び感染症災害時対応として業務継続計画（通称 BCP）を策定し、計画周知及び具体的な訪問介護員の活動を目的とした研修並びに机上を含めた訓練を行います。また、小金井市との災害協定を小金井介護事業者連絡会経由にて締結し、災害時における利用者の安全確保や避難、救出・救済活動を事業所内のみならず外部との連携で図っていきます。
- ▼当事業所では、訪問活動時の利用者及び介護員の不慮の事故及び利用者の財産の破損に備えて損害保険として東京海上日動火災保険株式会社「事業活動包括保険（超ビジネス保険）」及び「業務災害総合保険」に加入しております。訪問時の事故と思われる事案があった場合にはご相談下さい。但し、機器や財物の経年劣化に伴う損壊は対象外となりますのでご了承ください。

令和 年 月 日

指定訪問介護のサービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事業者】	介護保険事業者番号	東京都 1374100913 号
	住 所	東京都小金井市中町 3 丁目 8 番 4 号
	名 称	にこにこサービス
	代 表	齋藤 敦 (印)
【説明者】	所 属	サービス提供責任者
	氏 名	越智 佳子 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

代理人 住所 _____

氏名 _____ (印)